⑷　「当該連結親法人事業年度終了の日において勤務する新規雇用者の総数　㉒」の欄は、特定業務施設において当該連結事業年度に新たに雇用された雇用者で当該連結事業年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数（⑷において「調整前新規雇用者総数」という。）を記載し、同欄の内書には、調整前新規雇用者総数のうち租税特別措置法第68条の15の２第１項の規定の適用に係る特定地域事業所に勤務するものの数を記載すること。

⑸　「新規雇用者総数（⑲と㉒のうち少ない数）　㉓」の欄の記載に当たつては、上記⑷で内書きした数を「㉒」から控除すること。

５　「適用年度」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の２第５項第12号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、別表六（十九）付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載すること。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

６　「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数　㉝」及び「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数　㉜×㉝／最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数」　㉞　の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の45の２第19項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合に記載すること。

７　「基準年度　㉟」の欄は、租税特別措置法第68条の15の２第２項の規定の適用を受ける又は受けた連結事業年度（同法第42条の12第２項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた事業年度を含む。）を記載すること。

８　「差引⑵－⑶　⑷」の欄が０である場合には、「比較給与等支給額　㊻＋(㊻×(別表六の二（十六）「３」)×30／100)　㊼　」の欄中「㊻＋(㊻×(別表六の二（十六）「３」)×30／100)」とあるのは、「㊻＋(㊻×30／100)」として記載すること。

別表六の11(十二)を削る。

別表六の11(十一)付表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「の益金又は損金算入」を削り、「当該」を「その」に改め、同表を別表六の11(十二)付表とし、同表の次に次の11表を加える。